

都議会のあり方検討会 協議結果

「本会議の会議時間に係る申合せ」

<代表質問の終了時間・質問上限時間の設定について>

- (1) 総質問時間及び各会派・無所属議員への配分は、既定の方法を前提とする。
- (2) 代表質問の終了時間は午後 9 時を目途とする。
- (3) 第 1 回定例会において各会派が代表質問に設定できる時間は、午後 9 時を終了時間とした場合の質問可能時間を、所属議員数割合により各会派に按分した時間を上限として協議する。